

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第41回）

議事録

日 時 令和3年7月9日（金）14:00～16:30

場 所 名古屋市公館 レセプションホール

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

オブザーバー

洲崎 和宏 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護室

報 告 (1) 西之丸展示収蔵施設周辺の整備について
(2) 正門トイレの改修について
(3) 天守閣整備事業の進捗状況について

議 題 (1) 二之丸地区の発掘調査について
(2) 表二の門等の保存修理方針について
(3) 余芳の移築再建について
(4) 天守台穴蔵石垣試掘調査について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第41回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日はご多用の中、第41回全体整備検討会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除されたため、対面にて会議を開催させていただきました。コロナに関しては、ワクチン接種が徐々に進んできていますが、愛知県では現在もまん延防止等重点措置が発令されていますので、引き続き感染症対策、拡大防止対策を進めながら会議を進行しますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日議題といたしますのは、報告3件と議事が4件で、計7件です。主な議題は、天守閣整備事業の進捗状況として文化庁へ提出した、現天守閣解体申請に対する指摘事項への回答の結果、および木造天守基礎構造検討に係る調整会議について、ご報告させていただきます。また、余芳の移築再建および天守台穴蔵石垣試掘調査について、初めて議事とさせていただきます。限られた時間ではありますが、貴重なご意見を賜りながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第、出席者名簿、座席表、各1枚。会議資料として、右肩に資料番号を表示していますが、1から7までです。具体的には、資料1がA3で1枚。資料2もA3で1枚。資料3は、A4の束で3-7まであります。資料4は、A3の束で4-8までです。資料5は、前半がA4で後半がA3の構成で、トータルで右下のページ番号で16ページまでです。資料6は、A4で11枚です。資料7は、A3で3枚です。</p> <p>議事に先立ち、3点、名古屋市からご報告いたします。報告の1つ目です。西之丸展示収蔵施設周辺の整備について、事務局からご報告いたします。</p>
	<p>5 報告</p> <p>(1) 西之丸展示収蔵施設の整備について</p>
事務局	<p>資料1をご覧ください。西之丸御蔵の整備イメージです。整備の方針、整備手法の基本的な考え方については、6月の全体整備検討会議にてお諮りしましたが、今回整備イメージ図を作成しましたので、ご報告いたします。図の右上に記載したとおり、これはあくまでイメージであり、今後行う発掘調査の結果を踏まえ、精査していきます。資</p>

	<p>料は鳥観図とイメージ写真です。写真①と②は、二番御蔵跡のイメージ図です。写真③は一番御蔵跡、⑤は五番御蔵跡のイメージになります。写真⑤に注釈してあるように、一番、二番、五番御蔵の表示は長方形の割石で建物の輪郭を表現し、内側は土系舗装にて土間を表現したいと考えています。黄色で示した通路部分は、脱色アスファルトです。黄色で示していますが、実際の仕上がりは、もう少し土に近い色になります。</p> <p>写真④をご覧ください。六番御蔵のイメージです。六番御蔵は、礎石と地覆石が確認されているので、それに近いイメージでの再現を考えています。六番御蔵に使用する材料は、城内の石材ストックを調査し、可能であれば転用することを考えています。城内石材の中で、六場御蔵の礎石イメージとして用いることができないかと考えている石材を本日お持ちしました。先生方の前に置かれている2石です。平たい石は、現在の名古屋城周辺で石畳として使用されていたもので、岩質は花崗岩と思われます。地覆石については、城内をざっと見まわったところ、現時点では適当なものが見当たりませんでした。今後、城内石材の加工や新補石材も視野に入れていきます。</p> <p>一番御蔵から五番御蔵までの蔵跡の輪郭に予定している石材は、平たい石の隣にある長方形の石になります。延長が長く、数が多いため、新石材の調達を基本としたいと思っています。今回ご用意したのは、恵那産の新石材で岩質は花崗岩です。休憩時間などに近くでご覧いただければと思います。</p>
事務局	<p>現時点で名古屋市が考えている西之丸の整備イメージについて、ご説明いたしました。ご意見などがありましたら、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
丸山副座長	<p>石材の古いやつですね。すでに使われていて、用途が分からずに御深井のほうに山積みされているのがあると思います。ああいうところのものを調査していただいて、使えるか、使えないか検討してもらえればと思います。</p> <p>これができた時に、イメージ図ですけども、基本設計、実施設計と細かいところに入っていった時は、ぜひその部分を教えていただきたいです。よくわからないですけど。これは文化財的なことかもしれないけど、これは三浦先生に聞いたほうがいいのかもしいけど。自然の敷石が、礎石にできるのかどうか、三浦先生にお聞きしたいなと思います。</p>
三浦先生	<p>あわせてご質問したいと思います。一番、二番、五番の蔵については、多分礎石が見つからないだろうと。一番、二番はこれから発掘するでしょうけれども、多分見つからないと思います。見つからないと、平面の位置表示ですから、蔵の跡を長石で表現するわけで、それはその計画で構わないです。</p> <p>この表示計画で六番御蔵だけは、材質を変えて、表現を変えて行われる。変える原因は、六番御蔵だけは、礎石と地覆石が見つかるからです。本物の礎石と地覆石が見つかるので変えるとなると、本物に限りなく近づけるというのが、本来の史跡の表面表示の定義です。でてきた石が砂岩系の石です。礎石は、そこにあるものより</p>

	<p>もはるかに小さいです。間の地覆石は、間知石なので三角形になっていて、しかも上の天端が斜めに下がって、尻を下げています。元にあったものと同じようなものを表面表示で使うのであれば、なるべく元に近づける努力が必要です。</p> <p>敷石を礎石の代わりに使おうというのは、見学者を惑わせることになるので、やめられたほうがいいのかと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。三浦先生が言われるように、昨年でてきた石は砂岩系のものがあつたと認識しています。こちらは花崗岩ですので、石の質が違います。サイズについても、昨年でてきたものより若干大きいことは認識しています。</p> <p>今日いただいたご意見をしっかりと、よく考えさせていただきます。これでいきます、というわけではないので。今後、城内の石をもう一回見渡してみたり、いろいろ考えていきたいと思いますので、引き続きご意見をお願いしたいと思います。ありがとうございます。</p>
丸山副座長	<p>地覆石は検知石なので、河戸石ですよね。河戸石が、それだけ見つかるかどうか、心配なんですけど。</p>
事務局	<p>地覆石ですか。</p>
丸山副座長	<p>石材です。</p>
事務局	<p>石材の材質については、今日は石材の話題はないですけど、搦手馬出の石垣の事業の中で、若干調査していますけど、河戸石の入手は、現時点では難しいとお聞きしています。</p>
小濱構成員	<p>この鳥観図を見ると、蔵跡には人が一切入っていないんですけど。蔵跡には人を入れないのですか。人を入れないとなると、二番御蔵の前は売店の前ですよね。これはなかなか、人を入れないと難しいのではないかと思いますけど。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>すいません。ちょっとわかりづらくて。人の絵を全部避けて描いたので。今考えている計画、思いとしては、蔵跡表示の上には来園者の方に乗っていただけるようにしたいと考えています。この絵でいくと、芝のところとカヤの木のまわりだけは、お客様が入れないというイメージをもっています。</p> <p>調査は、これから部会のほうで審議させていただきますので、引き続き調査をしっかり進めたいうえで、こういった蔵跡の表示で、と先生方にお諮りしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、2つ目の報告に移ります。報告の2については。正門トイレの改修についてです。ご説明いたします。</p>
	<p>(2) 正門トイレの改修について</p>
事務局	<p>資料2をご覧ください。真ん中の図面が、前回の全体整備検討会議にお出した図面です。その時に、女子便所の個室ブースで、扉と便</p>

	<p>座の間隔がほとんどないというご指摘がありました。それをふまえ右側の図面を、今回改正案としてお出ししています。今回はレイアウトの改修ということから、便所そのものの大きさは変更できないということから、男子便所と女子便所間の敷居の壁を男子便所側に移動させることにより、女子便所の面積を大きくとります。それに伴って、各女性便所ブースの長さを22cm程度長くして、便器と扉との離隔をとっています。そのほか、前回のブースだと970×1300の個室の大きさを、今回は1000×1519とし、より広い、扉と便器の間の離隔を確保しました。以上です。</p>
事務局	<p>2つ目のご報告です。ご意見などがありましたら、お願いいたします。それでは、トイレにつきましては、このようにさせていただきます。</p> <p>それでは、報告の3つ目、天守閣整備事業の進捗状況についてです。事務局からご報告いたします。</p>
	(3) 天守閣整備事業の進捗状況について
事務局	<p>天守閣整備事業の進捗状況について、2点ご報告いたします。1点目が、現天守閣解体申請に対する指摘事項への回答の結果について、2点目が、名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議についてです。</p> <p>まず初めに令和3年3月30日の全体整備検討会議でご了承された、現天守閣解体の現状変更許可申請に対する指摘事項への回答の、その後の経過についてご報告いたします。文化庁へは、5月6日に郵送にて回答を提出しました。その後5月の文化審議会文化財分科会に回答が報告され、第三専門調査会において、回答内容の詳細が調査されました。6月18日に、その調査結果が文化審議会文化財分科会に報告され、本市にもその調査結果が所見として提示されました。その内容を、資料3-1にまとめました。内容としては、上段に総括的な所見を、下段に今後の手順等についてお示ししています。</p> <p>所見については、1つ目が現天守閣解体・仮設物設置が石垣等遺構に与える影響を判断するための調査・検討が、一定程度進捗したものと評価できる。2つ目が、天守閣解体の理由を木造天守復元と整理したのであれば、天守閣解体と木造天守復元を一体の計画として審議していく必要があるものと認められる。3つ目として、本申請については、天守閣解体のみならず、木造天守復元についても一体としてその内容に加えるよう、見直しをはかるのが適当である。と、3つの所見が示されました。今後の手順等については、現天守閣解体・仮設物設置等が石垣等遺構に与える影響について、引き続き各分野の有識者による十分な議論と合意形成を行いつつ、調査・検討を進めること。2つ目に、木造天守復元の具体的な計画については、文化庁の基準に準拠した適切な内容となるよう、十分な調査・検討を行うこと。そのうえで、特別史跡の石垣等遺構の保存に問題がないこと。特別史跡における歴史的建造物の再現行為として適切であること等と、解体と復元を一体の計画として現状変更申請を提出するうえでの必要な条件が示されました。</p> <p>文化庁からは、このような点について説明され、現状変更許可申請に先立つ復元検討委員会では、地元有識者会議での十分な議論と合意形成なされた復元の全体計画が必要で、現在検討を進めている基礎構</p>

造やバリアフリー技術等についても、その計画を反映した全体計画が、ある程度まとまってからのことになる、とご指導をいただきました。ここで、文化庁の示す復元の基準、史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、資料を追加でご提出している資料3の最後につけています。ご覧ください。

この基準には、復元と復元的整備の定義と、それぞれの基準が示されています。この基準に照らして、名古屋城木造天守の復元がどうなっているのか、簡単にご説明します。まず、復元の定義です。復元は、保存活用計画において、当該史跡の本質的価値を構成する要素として特定された歴史的建築物、その他の造作物の遺跡に基づき、当初の規模、構造、形式等により、遺跡の直上に当該建築物を再現する行為と定義されています。次の基準ところで、復元が適当であるかどうかは、具体的な復元の計画、設計の内容が、この基準に示されている各項目に合致するか否かにより、総合的に判断するとされており、名古屋城の木造天守は復元に該当すると考えています。

(1)の基本的事項に、アからエまで4つ示されていますが、こちらも先般ご了承された、本丸整備基本構想、天守整備基本構想において、一通り整理しました。

次に(2)技術的事項として、まずは史資料による復元する建造物が、位置、規模、構造、形式等について、十分な根拠と高い概説性を持つことを要求されています。こちらについても、昭和実測図や金城温故録、ガラス乾板写真をはじめとする豊富な史資料が揃う名古屋城の天守は、最も高い概説性を持った復元を描ける天守であることを、基本構想の中で整理しました。

(3)の配慮事項ですが、高い概説性をもった復元提案をふまえたうえで、構造や設置後の管理の観点から防災上の安全性を確保することが求められています。すでに防災上の安全性のうち、防火、避難については、日本建築センターや日本消防設備安全センターの評価を取得しています。今後、耐震性能や建築構造についても、構造評定を取得していく予定です。バリアフリーについても、この配慮事項に基づき、復元するにふさわしい安全確保や観覧確保していきます。これらの基準に一通り照らし合わせても、名古屋城の木造天守は復元であると認識しています。

今後、石垣等遺構の保存への十分な配慮を含め、より具体的な復元の計画を文化庁へ提出していく必要があります。有識者の先生方や文化庁のご指導、ご意見をいただきながら、まとめあげていきたいと考えています。

文化財分科会の所見に戻って、最後になりますが、指摘事項のうち未回答であり、今年度に調査・検討を実施する御深井丸側内堀石垣や、石垣保存方針についても調査・検討の結果がまとめ次第、文化財分科会、第三専門調査会にご報告するよう求められています。今年度も調査・検討はもとより、解体・復元を一体とした全体計画、具体的な計画の作成に全力で取り組んでいきますので、引き続きご指導いただけるようお願いいたします。

続いて、木造天守基礎構造検討に係る調整会議について、ご報告いたします。調整会議については、基礎構造を検討するうえで、石垣・埋蔵文化財部会と天守閣部会、2つの部会にまたがる議題・検討事項ということで、昨年の全体整備検討会議で9月と10月にご相談した内

容です。今回開催することができたので、そのご報告をいたします。資料に沿ってご説明いたします。資料は3-2から3-7です。

まず資料3-2をご覧ください。開催日は、第1回ということで、令和3年6月27日に開催しました。関係者全員に参加していただいています。2つ目に構成員、座長ということで、資料3-3に掲載しています。構成員は、基礎構造の検討に関係する部会、石垣・埋蔵文化財部会と天守閣部会から6名の先生にご出席いただきました。座長は、今日ご出席されている全体整備検討会議の副座長である丸山先生にお願いし、ご出席いただきました。

続いて3の主な内容を、ご説明いたします。先に主な内容をご説明した後に、資料3-4をご説明いたします。1つ目、調整会議についてです。今回第1回目で、初めての調整会議の開催ということもあり、初めに会議開催に向けて局長の文章、本市からのお願い、資料3-4から5と、会議の位置づけ、また全体整備検討会議等と調整会議の関係について、資料3-6についてご説明いたしました。次に、基礎構造検討の考え方について、資料3-7になりますが、この考え方に基づき基礎構造検討を行っていくことを確認しました。また、この調整会議は、木造復元事業の実現において非常に重要であることから、屋上屋を架すものにならないようにしたい、というご意見をいただいています。今回行っている調整会議については、石垣・埋蔵文化財部会と天守閣部会に関連する検討事項について、意見の調整、情報交換などを行うことを目的としていますので、非公開での開催としています。

続いて2つ目の天守台穴蔵石垣の現状把握についてです。これまでの石垣調査や史資料の調査を整理し、石垣・埋蔵文化財部会を経て、調査の結果を調整会議に提出すること、とのご意見がありました。

3つ目に、天守台穴蔵石垣試掘調査についてです。この試掘調査が、現状把握のために必要であること。調査位置に異論はないこと。全体整備検討会議に報告し、必要な手順を進めていくこと。これらの確認ができました。

4つ目は、現場視察についてです。調整会議の最後に、現場を視察していただきました。大天守、小天守の地階において、穴蔵石垣の視察、試掘調査の位置の確認を行いました。

続いて資料3-3から4、本市からのお願いについて、簡単にご説明します。調整会議に先立ち、本市からお伝えしたいお願い、思いを記載しています。2ページにわたっていますが、始めに現天守解体の指摘事項に対する回答を5月に提出し、6月18日に文化庁から所見などをいただきました。この間にいたるまでの有識者の先生方に対するお礼を述べています。今後は天守台、および周辺石垣に対する課題の対応と必要な調査を確実に実施していくこと。そのうえで、基礎構造検討を本格的に始めていくこと。ページの一番下に、跳ね出し架構を見直すこと、とした経緯を書いています。資料3-5では、基礎構造の考え方に基づき検討を進めていくこと。その下に、事業実現のために、遺構の保存、名古屋城天守にふさわしい答えを、基礎構造の答えを必ず出す必要があることを書いています。有識者の先生方に、ご指導、ご助言をいただきたく、お願いと思いとすることで、この文章を付けています。

続いて資料の3-6をご覧ください。全体整備検討会議などと調整会議の関係について記載しています。上からいきますと、調整会議の開

	<p>催を決定した以降、②番で調整会議を開催する。出された意見、調整の結果を取りまとめ、③の全体整備検討会議にご報告し、ご意見をいただき、方向性を確定していく。必要に応じて、検討が必要なものについて④番、関係する部会にお諮りし、それをまた全体整備検討会議にご報告し、方向性を決めていく。この流れを基本とし、調整会議を進めていきたいと思っています。</p> <p>最後に資料3-7、基礎構造検討の考え方です。この考え方については、昨年度、全体整備検討会議で複数回、9月と10月、さらに12月には文化庁調査官からご意見をいただき、昨年度の2月に最終的に定まったものです。この基礎構造検討の考え方に基づいて、今後基礎構造を進めていくということで、資料としてお付けしました。</p> <p>資料の説明は以上です。今後、基礎構造検討に係る調整会議は継続して開催する予定です。具体的な基礎構造の検討を進めていきたいと思っております。適宜取りまとめのうえ、全体整備検討会議にご報告しますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>3つ目のご報告は以上です。ご意見がありましたら、お願いいたします。</p> <p>小濱先生、よろしく申し上げます。</p>
小濱構成員	<p>お聞きしたいのは、基礎構造の検討についてです。基礎構造は、現天守の基礎構造は地下室もあって、非常に複雑で、重要なものです。合理的なものを、調整会議で提案していただけることを期待しています。資料3-7の基礎構造検討の考え方について理解を深めるために、もう少し具体的なことをお聞きしたいです。ご説明をしていただきたいです。</p> <p>資料3-7の基礎構造検討の考え方の最初にある、天守台本来の遺構には新たな手を加えないことを原則とし、と書いてあります。天守台本来の遺構というのは、どこまでをいうのか。特に穴蔵石垣は、今の昭和35年ですか、鉄筋コンクリート、SRCの天守を造る際に積み直されていますけども。その時点で、積み直された石垣も含むのかどうか。遺構とは、どこまでのものをいうのかを、具体的にお聞きしたいです。</p> <p>その次、2点目。その下に、崩壊する可能性のある天守台で支持しない基礎構造とする、と書いてあります。これの意味は、大地震ですよね。崩壊する可能性のある天守台というのは、天守閣の石垣のことですか。石垣が崩壊しても、上の天守は崩壊しないような基礎構造にするという意味なんですか。ここらへん意味がよくわからなかったもので、ちょっと伺いたいです。</p> <p>その次に、下の留意点です。②に、外部石垣の崩壊に対する安全対策、と書いてあります。外部石垣というのは、天守の外側の石垣のことだと思いますが、その安全対策というのは、石垣の崩壊を防止する対策ではなくて、人命保全のための対策と考えてよろしいでしょうか。石垣そのものの崩壊を防止する対策は、かなり難しい問題だと思います。人命対策でしたら、保護柵を設けるとか、そういう方策が可能かと思っております。そこらへんをはっきりお聞きしたいです。</p> <p>最後に、その後、内部石垣が崩壊しないことを前提とした観覧者の安全確保を考慮した基礎構造の検討を行う、とあります。これは内</p>

	<p>部の石垣の崩壊を防止するという安全対策を考えられているのか。これは人命保全が目的だと思いますが、具体的にお聞きしたいです。ご説明を、よろしく願います。</p>
事務局	<p>ご質問、ありがとうございます。まず1つ目の天守台本来の遺構がどこまでという判断をしているのか、ということについてです。今回、このあと提出している穴蔵の試掘調査といったものも含めて、今まで行ってきた調査、写真などといったもの。昨年の10月の全体整備検討会議でも、穴蔵部分の写真をスライドでご覧いただき、ご説明しました。戦後かなり手が増えられているということがあり、その部分についてさらにしっかり調査をして、調整会議の中でも情報を把握したうえで検討していく必要があるということです。今現在、どこまでというのは、その議論をふまえながら、ご報告したいと思っています。</p> <p>もう1つ、新たに手を加えないことを原則、ということについては、以前から、文化庁からもそういうご指導、ご助言をいただいています。あくまで本来の遺構を、これ以上傷つけないという前提で、基礎構造の検討を進めていきたいということで、ここに考え方の一つとしてここに書いています。</p> <p>2つ目のご質問ですが、小濱先生が言われるとおり、天守を復元した時に、これも昨年度10月の全体整備検討会議で、三浦先生からもご説明された内容でもあります。あくまで、木造復元をしたあと、観覧者が中に入られた時に、大地震が起きて石垣が万が一崩れるようなことがあったとしても、天守の中にいる観覧者の安全を確保しなければならぬと考えています。万が一、天守台石垣が崩れたとしても、木造天守は崩れないという考え方をしないとイケないという意味で、ここに書いています。</p> <p>3番目、4番目もご質問ですが、検討の留意事項の②番で、外部石垣の崩壊に対する安全対策、それと内部石垣が崩壊しないことを前提とした観覧者の安全確保。これは、先ほど小濱先生が言われたとおりのことです。外部石垣と、内部石垣とは、若干位置づけが違ってきます。一番は、石垣に大地震で影響がないことがいいんですが、万が一影響があったとした時に内部石垣は、すぐ近くを観覧者が歩くことがあります。そういった意味での崩壊しないことの、前提とした対策です。外部石垣については、特に表石の北面と西面は、内堀、空堀のほうなので、そちらではなく、例えば東面です。東面については、そのすぐ直下を観覧者が歩くこともあります。ただ穴蔵とは少し違い、距離を離すことができます。そういった意味で、内部石垣と外部石垣の意味合いが違うことを、ここに書いています。</p> <p>これらについても、今後調整会議の中で当然議論していく内容です。その議論の中で、構成員の先生、座長の先生からご意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っています。</p>
小濱構成員	<p>ありがとうございます。本来の遺構というのが、どこまで入れるのかということが、よくわからないですけども。そこは、調整会議でご検討して、うまく木造天守がいくように、ご検討してもらいたいです。</p>
麓構成員	<p>今の小濱先生の問いに対して、事務局の回答がよくわからない、不十分だったと思います。小濱先生は、昭和に積み直した内側の石垣ま</p>

	<p>で入るのかどうか、ということをはっきり聞かれましたよね。ここには、江戸期からの姿を遺す文化財である天守台本来の遺構が、これは江戸期からの遺構であって、近代、特に昭和の修理で積み替えたところは、本来の遺構ではないと言い切ってもいいと思いますけど、それはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今、麓先生が言われたことですが、名古屋城は近世の、江戸時代の城郭です。まず区別されるべきは、近世の城郭機能時の姿を持つ石垣と、それ以降、明治以降に手が加わったところを区別することが、一番大事なポイントと考えています。ここに書いている江戸期からの姿を遺すということは、城郭機能時の姿そのままの石垣という理解です。まずは、その区別をしっかりとすることが必要であるということで調査を、まだ区別ができていないところがあるので、そこの区別をしていきたいということです。</p>
麓構成員	<p>まだ答えになっていないですけど。近世からの姿を遺してあるところが本来の遺構で、近代に明らかに積み替えられたところは本来の遺構ではない。言い切ってもいいと思いますけど。そのへんを、事務局は明言してくれないですよ。なぜそれを明言しないのかが、私は理解できないんですけど。それがはっきりしないと、新たに手を加えないことを原則とし、というのが、近代の遺構までそれと同じように扱ってしまえば、新たに手を加えられないことになってしまうので。調査しなくても、これは前提として近世からの遺構なのか、近代以降の改造された違うものなのか。それをどういうふうに定義するかによって、発掘調査をしたり、石垣を解体しながら、調査をしながらどこまで近代の手が及んでいるのか。栗石や、背後の地山にしても、近世以来のところを遺しているものなのか。そこをはっきりさせないといけないです。それが調査によってわかります、というのは、おかしいと思います。それは最初から考え方として、江戸期からの姿を遺す部分が本来の遺構であって、近代以降の改造が加えられた部分は、築石から、栗石から背面の盛土にいたるまで、それは本来の遺構とは言えないと思いますけど。なぜそれをはっきり言わないのか、わからないです。</p>
事務局	<p>遺構の考え方としては、今麓先生が言われたとおりです。江戸時代の姿を遺すものが本来の遺構です。それ以降の手が加わったものについては、本来の姿を遺していないというところで整理しており、先生の言われるとおりと理解しています。そのあとのところで、まだ判断がつかかかっているところが、手を加えないというところが、どこまでの範囲かということところです。本来の遺構でないものについては、手を加えるという前提でお話すべきではないという判断もあります。すいませんが、そこはあいまいな答えにならざるを得ないところだと思っています。申し訳ありません。</p>
瀬口座長	<p>天守台の本来の石垣が崩壊しないということは、断定できないと思います。計算できないでしょ。そうすると、下から4つ目、内部石垣が崩壊しないことを前提とした、というのは矛盾していませんか。つまりここは、手を加えているという判断ではない。もし、手を加えて</p>

	<p>いないんだったら、崩壊するんだよね。この整理の仕方は、私には理解できないです。本来の石垣は壊れないという断定は、絶対できないわけですから。安全性が確保されていないですから。近代的な手を加えれば、それは近代的な、科学的な判断の中で、構造力学の判断の中で安全性が担保できると。そうしない限り安全性を担保できないわけだから、崩壊はする、という可能性は高いと思います。</p> <p>今言われている、麓先生が指摘されたこのところは、すっきり読めない。なんか裏があるというか。すっきり読めないということです。もう少しはっきりさせてほしいと思います。</p>
小濱構成員	<p>はっきりしないところは、調整会議でご検討されて、はっきりさせていたいただきたいと思います。</p>
丸山副座長	<p>麓先生が言われたことはそのとおりで、僕も思っています。そのために、今日の議事の4番目に穴蔵石垣の試掘調査ですね。本来の近世のものか、違うのかということで、史跡の価値を決めていくと思います。そうしないと、何の価値かわからないから。そのあと、手が加えられていたことは、よくわかりません。我々はあの時ずっと見学させてもらって、かなり穴蔵石垣というのが、近代以降に手が加わっていたような気がします。むしろ、江戸期のものを見つけるのが大変だと思います。ひょっとすると礎石など、一番下のほうは見つかると思いますけど。そういうことは、基礎構造検討の中で、お互いの認識があったかな、と思います。</p> <p>2番目のほうは、鑑賞者に対する安全性をいうので。前提というよりか、そういうことが崩壊しないように安全対策をするということだけです。そのあと穴蔵の基礎構造をやる時に倒れてはいけない。それをいかに対策するかということです。ちょっと書き方が、だめなかなと思います。そんなに難しいことをいっているわけではないと思います。</p> <p>見学をさせてもらった時に、近代の積み替えた石垣というのは、危うい感じがしました。あれが倒れたら危ないです。仮に近代のものを遺すのか、遺さないのかという議論もありますけども。とりあえずは、そういうものが倒れないようにしましょう、ということだと思います。あの時見学をさせてもらっていて、ある程度、木でもいいですから、押さえみたいなのがあったと思います。今回初めての、基礎構造の、1回目をやって、2回目以降、そのへんをもう少し詰めていければと思います。</p> <p>麓先生が言われたことは、メンバーでは共通の認識はあったと思います。そのへんは、議事の4でやる調査の意味は、江戸期の遺構があるのか、ないのか、ということでこれをするということだったと思います。以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。先ほど瀬口先生からお話のあった点について、今丸山先生からお話いただき、ありがとうございます。内部石垣が崩壊しないことを前提という書き方が、わかりにくい部分があります。意図としては、石垣自身は地震で安全性を完全に確保するということは、ありえないと思います。万が一そういうことが起こりえる時に、丸山先生が言われたように、前に崩れないような手立てをする。</p>

	<p>何かを置くなど、そういったことを含めるようなかたちで、崩壊しないことを前提するという意図で、ここに書いています。申し訳ありません。</p> <p>今回、調整会議が第1回ということで、会議の位置づけなどについてがメインで、主な話でした。今後、具体的に話を進めていく、議論を進めていくうえで、今麓先生がお話されたことも含めて、しっかり議論して進めていきたいと思っています。またご相談したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
麓構成員	<p>まだ、言っていることがしっくりこないですけど。なぜ私が言ったことを、今度の調整会議でしっかり議論しないといけないのですか。丸山先生も言われたとおり、少なくとも構成員は、江戸期からの姿を遺す文化財である天守台の本来の遺構、っていうふうに理解していて、近代に改造された部分は、天守台の本来の遺構とは思っていないです。それに手を加えるか、加えないかという話は次の問題として。江戸期の遺構が本来であって、近代の遺構を本来の遺構とは思っていない。そういうことを先ほど私はお話したのに、なぜ次の調整会議でそれを議論する必要があるのですか。</p>
事務局	<p>回答が全然できてなくて申し訳ないです。ここの2つに書いてある、今麓先生が言われた、江戸期からの姿を遺す文化財である本来の遺構というものについての認識は、麓先生がお話されたとおりです。その部分については、私どももそう思っています。それはそれで前提として、その次の議論という意味で、議論と言いました。申し訳ありません。</p>
三浦構成員	<p>若干補足したいと思います。江戸期からの石垣を本来として、近代の石垣が本来ではない、という理由をお話したいと思います。</p> <p>石垣は、下から順番に一石ずつ積んでいくものです。その時に、石が動かないように裏から介石を詰めてしっかり固定します。現在の穴蔵の石垣は、どうなっているかという、まず使っている石は、昭和の戦後に調達した新品の石、および名古屋城内に転がっていた古石を集めています。穴蔵にもともとあった石はおそらく、地上に出ているものには1石たりともないです。地下に潜っているものはあります。要するに全滅しています。もう一つは、正しい石垣ではなくて、非常に薄っぺらい石を貼りつけた、あれは石垣の体をなしていません。貼り石です。従って、地震がきたときに崩れる可能性100%保証します。そういうひどいものです。それは、本来の石垣とまったく違うものです。</p> <p>ただ、本来の石垣がどこになるのかということについては、本来の石垣は少なくとも地上にはまったく遺っていないことは確かですが、せっかく調査をするといっているの、調査をしてみて、それをしっかりと実証した時に、本来の石垣は全く遺っていないと断定すればいいと思います。実証するのが、今度の発掘調査だと私は思っています。</p> <p>内部の石垣については、先ほど報告されたように、観覧者が非常に近くを通るので、崩れた場合に、人命に差し障りがあります。従って、どんな大地震が来たといえども、内部の石垣については絶対崩れてはいけません。想定外のことであっても、絶対崩れてはいけません。そうい</p>

	<p>う規模の大地震、1000年の1度の地震であっても、絶対崩さない、となると通常の工法では絶対に無理です。通常の工法ではなくて、別の工法を使って絶対崩れないように施工することが大事です。そういうふうを考えて、この内部石垣は崩れないを前提とするのではなくて、崩れないように造るのが前提だと思っています。</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。3つ目の報告につきましては、これで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に移るところではありますが、今ちょうど会議の開始から1時間を経過しています。よろしければ、ここで議事に移るところでもありますので、10分程度休憩をいただき、3時10分から議事をスタートするというごことをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>—10分休憩—</p>
事務局	<p>3時10分になりましたので、再開いたします。ここからは議事に移りますので、進行については座長をお願いしたいと思います。瀬口座長、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>6 議事</p> <p>(1) 西之丸地区の発掘調査について</p>
瀬口座長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。議事の(1)は、西之丸地区の発掘調査についてです。ご説明いただいてから、皆様方にご意見ををお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。資料について発表をお願いします。</p>
事務局	<p>西之丸地区の発掘調査は、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、その後の活用に関する基本構想を想定、策定していくために、二之丸地区の地下遺構の状況を調査することを目的に、平成30年度より行っています。平成30年度から令和元年度までに、図1のT1から10の調査を行いました。その成果を、名古屋城二之丸地区試掘調査報告書第1次・第2次という本にまとめました。令和2年度はT11から15の5か所を調査することを、第34回全体整備検討会議にお諮りし、ご了承いただきました。しかし、外部工事の契約が順調にいかなかったことやほかの調査との兼ね合いもあり、実際に調査できたのはT13・14の2か所になります。T11・12・15の3か所は、今年度に繰り越すことにしました。令和2年度の成果については、のちほどご報告します。繰り越した3か所については、工期や実施規模など調査の条件に変更が生じたこと、この間各種の調査、検討を進めたことから、調査計画を再検討しました。今回は再検討の結果、3か所のうちT11と12の2か所について、昨年度了解された内容から位置や規模を変更したため改めてお諮りいたします。</p> <p>最初に、令和2年度に行った2か所の調査成果の概要をご報告しま</p>

	<p>す。令和2年度に調査したT13・14の位置を拡大して図2にお示しました。クリーム色で近世の二之丸御殿と、青色で近代の陸軍兵舎を表しています。T13で図3の右上に示した石と、真ん中の左に示した砂質盛土を確認しました。石は向屋敷北境界を構成する塀に伴うもの、砂質盛土は馬場に関連するものではないかと考えています。T14は、近世の遺構面と考えられる層を確認しましたが、目的としていた馬場の土居は確認できませんでした。</p> <p>今年度の調査区についてお話しします。調査の目的は変更せず同じで、その目的をより確実に達成するためにT11と12の位置、調査面積を変更します。図4で変更前の調査区位置を青色の四角で、変更後の調査区域を赤い四角でお示しました。過去の調査の成果の整理をしたところ図6にあるように兵舎の周囲に、兵舎の暗渠や柵が出ており、図10にお示した博物館明治村の歩兵第六連隊平面図集から、図6にある暗渠はT11・12の当初予定地の直下にもめぐっていることが想定できます。平成24年度に確認された暗渠および柵の写真が図7・8です。このように、従来の計画どおり調査区を設けると、調査区の一部を近代の暗渠、その掘方が入ってくるところになるので、近世遺構面を確認することができない可能性があるため、調査区の形状等を変更することを考えています。変更した調査区については、資料4-3の表にまとめています。</p> <p>調査区11は、従来計画では東西4m、南北2mですが、検出が予想される近代暗渠をまたぐように東西2m、南北10mに変更します。暗渠の北側は、兵舎の内部に入り込むように設定しました。スライドを資料4の図10にしてもらえますか。暗渠の南側は歩兵第六連隊平面図集によると、空間地となっているため、近代遺構の影響を受けていない箇所での調査ができることとなります。目的や検出が予想される遺構は当初から変わらず、二之丸御殿に関連する遺構の確認としています。</p> <p>調査区12は調査区11と同じく、当初の遺跡と調査区が近代の暗渠と、その掘り方が重なることが予想されます。そのため調査区の南へ移動し、暗渠を避けるように設定しました。歩兵第六連隊平面図集よりも、空間地となっていますので、近代の影響を受けていない箇所での調査区となります。検出が予想される遺構に、南北方向に延びる、当初にあげていました塀の根拠となる御城二之丸図の精度的にも、東西4m、南北2mの調査区では塀に差しかからない可能性がありますので、調査区2m延長し、東西6m、南北2mにすることで、より検出できる可能性を高めました。</p> <p>調査区15に関しては、歩兵第六連隊平面図集を参照したところ、近代遺構にあたる可能性があるので変更は行いません。従来どおり東西2m、南北4mで、近世の馬場関連遺構の検出を目的としています。</p> <p>今回行った変更について、ご了承いただけたら石垣・埋蔵文化財部会でご検討していただき、調査を行う手続きを進めたいと思います。ご審議よろしくお願いたします。</p>
瀬口座長	ご報告がありました。ご意見がありましたら、お願いたします。石垣・埋蔵文化財部会で議論した結果が、ここにきていますのですか。
事務局	いえ、これから議論します。

瀬口座長	まだ議論をしていない。
事務局	はい。内部で検討して。
瀬口座長	ここで議論したことを、石垣・埋蔵文化財部会にあげるわけですか。
事務局	はい。
瀬口座長	ここで了解を得られたら、は逆じゃないですか。
事務局	調査区の変更ということで、全体整備検討会議にまずお諮りして、石垣・埋蔵文化財部会で詳細を検討するというプロセスで、もう一度やり直すということです。
瀬口座長	全体整備検討会議で、最終的に部会へおろすか、検討するか、判断できるとすれば、ここで了解して終わりじゃないですか。1回諮られている。
事務局	私どもとしては、条件がかなり変わっていますので、
瀬口座長	そうでなかったら部会で諮って、ここにあげてくる、というのが順番ではないですか。
事務局	私どもの認識としては、新たな調査と同じ扱いをしたほうがいいかなと思います、こちらでまずご審議いただこうと思いましたが。
瀬口座長	その結果を石垣・埋蔵文化財部会に諮るというのが、おかしいのではないですか、と言っているわけです。1回振り分けているわけですから。振り分けた事柄について、内容に異議があるのならば継続して石垣・埋蔵文化財部会で審議して、検討して、こちらにあげて、最終的にオッケーという。というふうにしないと、ここで議論して、石垣・埋蔵文化財部会へあげて、その意見をもう1回ここに戻すのですか。あるいは、石垣・埋蔵文化財部会で、そこで終りですか。
事務局	今の計画だと、石垣・埋蔵文化財部会で検討していただき、こちらはこちらでご報告し、実際の手続きに入っていこうと思っていたのですが。
瀬口座長	屋上屋を重ねているように思います。ご意見がありますか。
藤井構成員	座長が言われたように、最初に具体的なことの判断ができる、石垣・埋蔵文化財部会なり審議している部会が、その問題について提案をふまえて、それでオッケーであるということで、全体整備検討会議にあげていただくというほうが。今、実際の審議依頼が突然きても。今後改められたらどうですか。
事務局	全体会議の流れの考え方という部分で、全体整備検討会議、各部会、

	<p>全体整備検討会議に戻して、最終的に決定するというやり方を1年半くらい続けてきています。そのこともあって、まずは全整備検討会議にお願いするというのもありましたやり方について、もう少し簡略化できる部分については、事務局で見直しする時期がきているかなと思っています。また進め方については、ご相談させていただきたいと思います。</p>
麓構成員	<p>同じようなことなんですけど、例えば、この全体整備検討会議で判断に迷うから、部会で検討してくださいということを、部会で検討してもらったことを、この全体整備検討会議で諮って、そのうえで部会で検討したことを全体整備検討会議で承認するというのならわかるんですけど。今回の、今の進め方をみると、全体整備検討会議で承認がでてから、部会で詳細を検討します、というのがそもそもおかしい考え方ではないか、ということだと思います。進め方が、部会で問題がなくて決まってしまうと、全体整備検討会議で問題がなく承認を得たら、部会に諮ってもらう必要はない、ということだと思いますけど。全体整備検討会議のほうが、重要な決定権を持つわけですから。ここで決まったことを部会で検討します、というのはおかしい。全体整備検討会議で判断つかないから、部会でもう少し検討してくださいというのは、あり得ると思います。</p>
事務局	<p>昨年の3月にこちらでお話をし、スタートしたのが今のかたちです。まったく新しい案件をださせていただいた時に、最初に原案を全体整備検討会議の先生方にご意見をいただく。そのうえで、その案件に対してより詳細な検討をする必要があるのかどうか。部会に検討を持っていくかどうかということも含めてご助言をいただいたうえで、必要ないということであれば、当然全体整備検討会議で終わる。終わるとするのは適切な言葉ではないかもしれませんが、必要があれば部会で再度検討していただいて、部会の検討結果をもう一度フィードバックする、という趣旨で、昨年度からスタートし、現在にいたっています。</p> <p>今回の案件に関しては、昨年お諮りしたものの変更ということですけど、変更した内容が大きく変わっていると考えたので、新たな案件として取り扱ってスタートさせていただきました。同じような説明になりますけども、こういった次第になります。</p>
瀬口座長	<p>新たな案件であって、変更ということで議題にあげたというのは、それは屁理屈というものです。今言われたとおりの手順で進めるのがいいと思うのだけど、ここにきたら、ここでの意見がでて、これでいいですね、っていったら部会に諮る必要はないのではないですか、って言いたいわけです。それをまた部会のご意見を聞いて、また全体整備検討会議に戻るということが、去年決まったことじゃなかったんではないかということです。</p> <p>新たな案件だというなら、本日新たな案件としてだしてもらわないといけない。</p>
事務局	<p>内容的には新たな案件という意味で、お示ししたつもりでしたので。この件については、部会の意見をまったく聞いていない状況ですので、どこかで部会の意見を聞く機会を設けることまでは必要かと思っています。</p>

	<p>ます。全体整備検討会議にだしたものを部会でやって、また同じものが戻ってくることについては、屋上屋を架しているところがあると思います。その扱いについては、今後、全体のことでもありますので、整理させていただきたいと思います。</p>
瀬口座長	<p>もう一回整理すると、どこで議論するかは、ここで諮っているわけではないですか。昨年ずっと。ここで諮ったことを、ここで了解すれば、そこで終わりです。部会へいかないのではないかと、という理解です。それを全部部会へいくというかたちでやっているから、もう一回戻ってくるわけですよ。すごく煩雑になってはいないか、ということです。名目ではなくて、実質的な議論をすればいいわけだから。ここでもできてしまうのであれば、ここで終わり、ということだったのではないですか。</p>
事務局	<p>今後はそのへんのことを柔軟に、部会発で部会で議論した後、全体整備検討会議にあげさせていただいて、それを決定するようなバリエーションもあるかなと思います。ケースバイケースで、そういうところは整理させていただければと思います。</p>
瀬口座長	<p>全部諮るんですよ。全体整備検討会議に。全体整備検討会議で振り分けているのではないですか。部会にいかないものは、いかないです。そういう理解ですけど。全部ということであつたら、今日のものも議論して部会にまわして、また戻してもらえればいいんですけど、そういうことだったんですか。</p>
事務局	<p>先生が言われるとおり、昨年度に関しては全体整備検討会議であずかるという、部会で諮らずに全体整備検討会議で取り扱っていくと決定された案件も、いくつかありました。</p>
瀬口座長	<p>極端に言えば、部会で結論がだせなかったら、ここで決定するということだと理解しています。部会で議論がまとまらないのだったら、ここで決めるしかなくなってしまうわけですよ。そういう理解です。</p>
事務局	<p>名古屋市としても、例えば国へお出しする案の妥当性に関して、有識者会議として最終の妥当性のご確認していただくのは、あくまで全体整備検討会議と認識しています。</p>
瀬口座長	<p>私の意見と同じでしたね。</p>
麓構成員	<p>瀬口先生がさっきから言われていることなんですけど。今日の議題の説明にしても、こういうふう新しい条件がでてきたので、新しい発掘をやりたいので、部会で検討してもいいですか、というふうにいわれて、それを承認して、例えば部会にもっていくのであればいいんですけど。一通り説明をして、皆さん、ここで了承を得ました。こういうこといいと判断しました。その次に部会、詳細はまた検討します、っていうからおかしくなるんですね。決定権は、全体整備検討会議のほうがあるわけですから。部会で検討した結果をここで再検討す</p>

	<p>る、もう一度承認するということはあるかもしれないけれど。ここで検討したことを部会で承認してもらおう、というのは、筋からいっておかしい。今の進め方は、そんなふうになっていたのですね。ここで皆さん、もう承認したのに部会で検討します、っていうからおかしい。</p>
事務局	<p>麓先生、ありがとうございました。今日の議題についても、私どもとしては、部会で検討させていただいてもいいですかということをお聞きする旨で、お話をさせていただいたものです。</p>
瀬口座長	<p>議題は名古屋市が決めているのでしょうか。部会にお伺いしないと、議題は決まらないのですか。</p>
藤井構成員	<p>繰り返しになりますけども、この発掘の変更は必要なわけですよね。事務局としては必要なの。それを提案するのは、石垣・埋蔵文化財部会ではないですか。石垣・埋蔵文化財部会で承認されて、こういうやり方をしたいと決められたものを、全体整備検討会議に、こういうふうに部会では決定しましたので、了解をお願いします、と一言でいただければ、皆さん、特に何もなければオッケーをだされると思うし。もし問題があればもう一度、石垣・埋蔵文化財部会へ戻すということになるかもしれませんが。基本的には順序は、そういう順序に、今後の議論の仕方を組み立て直してもらったほうがいいのかと思います。今のだと、ここで決定したにも関わらず、じゃあひっくり返してきたらどうなるのかという。それは大変困った組織の問題で、考えていただいたほうがいいのかと思います。</p>
事務局	<p>全体整備検討会議と部会の続きは、先生が言われたとおりだと思っています。今回の T11 と 12 の調査区を変えたことについて、石垣・埋蔵文化財部会とまだ一度も相談をしていなかったものだから。本来は、部会でやったことを全体整備検討会議にかけてというかたちが、スムーズだったかなと、今思うと、反省しています。ただ形式的に、新たな事項に近いということで、全体、部会、全体という流れのほうで踏襲させていただいていますので。そこは、今後の宿題ということで了承していただきたいと思っています。</p>
藤井構成員	<p>提案にすべきではないといっているんです。ここに。部会で検討していないものを取り扱うというのが、おかしいのではないですか。</p>
事務局	<p>そこは、今後見直します。</p>
瀬口座長	<p>この案件は、一回振り分けた案件だと認識しています。振り分けないでもってきたわけではなく、振り分けたやつから、方向を、手順を変えたという話でしょ。</p>
事務局	<p>すいません。今後は、そういった扱いは注意します。</p>
瀬口座長	<p>それでは、これは石垣・埋蔵文化財部会に戻しますね。次は、表二の門等の保存修理方針についてです。ご説明をお願いい</p>

	たします。
	(2) 表二の門等の保存修理方針について
事務局	<p>資料5をご覧ください。名古屋城表二の門等の保存修理方針案について、昨年度末、3月の全体整備検討会議にてお諮りしました。その際にご助言されたことについて修正しましたので、修正箇所についてご説明します。</p> <p>まず8ページをご覧ください。保存修理方針の上段、耐震対策の土塀の対策の箇所から、土塀と控え柱をつなぐ斜材の設置についての記述を削除しました。あわせて若干の文言の修正も行っています。</p> <p>続いて15ページの図面06をご覧ください。図面左下、土塀の標準断面図における土塀の斜材について、同様に削除しています。上段、土塀の平面図をご覧ください。旗台部分のコンクリート設置について削除しました。</p> <p>変更箇所は以上です。よろしくお願いたします。</p>
瀬口座長	<p>ありがとうございました。ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。</p> <p>前回、ご意見いただいたものの修正ということです。</p>
麓構成員	<p>前回の修正そのものについての意見ではないですけど。前にお話ししたかどうか、私も忘れましたが。9ページの図00と10ページの01というのがあります。A3の図面で。その、表二の門の部分の控え柱の向きです。土塀まで含めた、全体00の図は、本柱、鏡柱から、控え柱側に向かって広がっているような図が書いてあって、貫もそう書いてあります。これは西側の控え柱については、貫と方向が合う。西側の控え柱ですよ。貫と控え柱の方向が合っています。01の、今と同じところを見ると、貫の方向とは控え柱の向きが変わって、本柱、鏡柱と平行に書かれています。細かいことですけど、こういうところが同じ図で、間違っ書かれているというのは都合が悪いので、正しく書いてほしいです。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。現地を再度調査し、正確な図面にしたいと思います。</p>
瀬口座長	<p>ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。それでは、なければ(3)余芳の移築再建について、ご説明をお願いします。</p> <p>今の表二の門については、引き続き調査をお願いします。では3番目の余芳の移築再建について、ご説明お長いたします。</p>
	(3) 余芳の移築再建について
事務局	<p>資料6-1をご覧ください。余芳の移築再建について、ご説明いたします。文化庁への現状報告を目的とした、概要版として作成したものです。(2)余芳の沿革および事業経緯をご覧ください。余芳は明治6年から7年に、陸軍が民間に売却をし、部材状態で保管された後、明治</p>

	<p>25年に最初の移築と一部増築。その後、昭和14年に同じ敷地内にて移築と一部増築されています。昭和48年に、名古屋市の指定有形文化財に指定されています。平成23年の調査、解体の後、余芳の移築再建に向けた検討を名古屋城にて、平成26年度より開始し、平成27年の第19回全体整備検討会議において、御城御庭絵図に描かれている四畳半の姿での復元方針を確定しています。</p> <p>資料6-4をご覧ください。計画上の位置づけです。余芳の移築再建については、平成25年3月に策定した名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書に、周辺整備を含み移築再建することを位置づけています。現在策定に向けた検討を行っている、名勝名古屋城二之丸庭園整備計画案でも、余芳の原位置への移築再建について記載する予定です。</p> <p>次に、これまでの調査結果として、資料6-3、6-4に移築前の現地調査、資料6-5、6-6に移築先の発掘調査についてお示ししています。発掘調査では、絵図に描かれている手水、図中のあてはまる場所が実際に検出されたことから、位置を特定する手がかりになると考えています。</p> <p>資料6-7をご覧ください。部材調査および仮組調査の概要です。平成30年度の部材調査、仮組調査では、江戸期の姿である四畳半の部分を対象に、当初架構を確認するために行いました。その際、明治以降に増築された水屋部分より、江戸期の部材等が発見されたため、今年度の4月より改めて仮組を行い、部材の形状を詳しく調べています。痕跡調査により、3種類の番付があり、史料調査の結果と合致していること。主室の柱、梁、桁、足固め、下屋を支える北東下屋桁が軸組の当初材として遺っていることが確認できています。また、増築された水屋部分等に、主室の桁、下屋桁が転用されていることもわかりました。今後も引き続き調査を続けていきたいと考えています。</p> <p>資料6-9をご覧ください。今後の予定として、史料や仮組、部材調査の結果から、計画図を作成していきます。本日は、現段階で作成中のものを記載しています。その後、資料6-11にお示ししている、名古屋市指定文化財の現状変更手続きに関わる諸手続きに進めていくことを予定しています。(3)に概ねの手順をお示しました。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
瀬口座長	ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。
麓構成員	<p>建造物部会でも6月に検討しています。この時に特に資料6-9、10の平面図や断面図について、疑問点や間違っている点等がありました。そういう意見がありましたが、この図には反映されていないですね。作成中ということには、してありますけども。建造物部会にでてきた図面とまったく同じものが、修正されることなくできていますよね。その間、何日あったか忘れましたが、そう簡単に修正できなかったのであれば、それはやむを得ないと思います。少なくとも同じ図面を、もう一度ださないでほしいですね。問題のある図面を。そうしないと、全体整備検討会議で資料でこうやってでくると、また、これ間違っていますよ、っていうことをもう一度同じこととお話しないと、ほかの構成員の方にはわからない。問題点があるのが、修正ができれば、せめてそのままです、というのはやめていただきたい、と思</p>

	います。
瀬口座長	前からお願いしているように、部会がどんな議論をしているのかというのが、全然わからないわけですよ。部会でこういう意見がでて、こういう修正をしましたとか。そういうことをここで言わないと、いけないと思います。してほしいと思いますね。そのうえで、ここは建造物部会でだした図面のままだけど、意見はこういう意見がありました、という説明があればわかりますよね。そうしないということは、総合事務所のほうでその意見に対して、疑問があるから修正してないと考えてもいいわけですよ。時間がもしあったとすると。もしそうでなければ、時間がなければ、意見も転記していただきたいと思いますね。そしたら、ここでまたご意見をいただけることがあると思います。そうしないと部会と全体整備検討会議の関係が、内容的には高まらないと思います。
小濱構成員	もう一ついいですか。建造物部会で、今麓先生が言われたように、いろいろ議論されたわけです。その時、リモートで参加された、
麓構成員	調査官かな。
小濱構成員	調査官です。調査官が言われていたんですけども、これはもともと名古屋市の文化財だと。文化財ということで、それが資料 6-4 ですか。6-4 のほかの部分も含めてあるわけですが。黄色い部分だけを取り出してやるというのは、ほかの部分は扱いをどうするのかということも議論してほしい、ということと言われました。そこらへんも、名古屋で検討していただきたいと思います。最後に、変更すればいいとだけのものではないと思いますけども。これはどうでしょうか。
事務局	ありがとうございます。名古屋市の現在指定有形文化財になっているのは、資料 6-4 の昭和期の平面図の現状を除く全エリアです。名古屋市の文化財保護室さんのほうでされている、文化財調査委員会の先生にも、先日現場を視察していただきます。その際には、四畳半は復元して、残りの部材を四畳半を復元するための材料として使うことでいいのではないかと、というご意見はいただいています。最終決定は、建造物部会でお聞きし、検討していただきたいと考えています。
小濱構成員	これから建造物部会で検討する事項だということですか。
事務局	はい、そのとおりです。
小濱構成員	わかりました。建造物部会で検討します。
瀬口座長	四畳半の部分だけにしたという理由もあわせて報告していただけると、いいですけどね。解体して移築するのは、付き合いましたけどね。その時は、将来どなるかわからないから、解体する時に全部判断しないで、できるだけ持っていこうと。判断はあとに任そうということで、ここまで来た、という経緯があります。その経緯が、次の黄色いとこ

	<p>ろになったという。その経緯を示してほしいですね。調査官も言ったということであれば、そうしないと、どこかで何かが決まってしまうということになりますので、お願いします。</p> <p>ほかにはよろしいですか。</p>
丸山副座長	<p>私もリモートで、建造物部会に1人入ったんですけどね。今日の報告、検討といいますか。重要なことは、余芳を移築するということです。全体整備検討会議で、移築ということに対して許可、許可というところとオーバーですけど、するということで進めさせていただきたいということだと思います。先ほど説明にあったように、名古屋市の文化財として、黄色い部分といわれていますが、それ以外のところは市の文化財から外したんですね。経緯として。もともと余芳全体でしたけども、部材の、そういうところで新たに付け加えたというところは、外すということで、黄色いところになったと認識しているんですけどね。</p>
瀬口座長	<p>文化財を外してないですよ。</p>
丸山副座長	<p>市の文化財ですよ。建造物の全体であったものを、余分なものといえますか。黄色以外の部分は、入っていないと…、入っているんですか？ 今。まだそこまでいっていないですか。移築する時に、黄色の部分だけですよね。</p>
瀬口座長	<p>いや全部です。</p>
丸山副座長	<p>移築の黄色のところだけです。こちらは、全体は入っていないです。持ってきたのはそうなんですけどね。</p> <p>庭に移築されるのは、黄色の部分だけで、そのあたり文化財のほうで説明していただけますか。私は、そういう認識をもっていたんですけどね。全体を持ってくる、壊れたものは持ってくるわけではないですよ。</p>
瀬口座長	<p>解体して、もってきたんです</p>
丸山副座長	<p>知っています。</p>
瀬口座長	<p>解体して部材が置いてあるわけでしょ。それは、市の文化財として外していないということですよ。黄色い部分だけを再現しようというのが議論でたっていて、市の文化財と、その間をつなぐ説明が、やっぱりほしいですね、ってことです。</p>
丸山副座長	<p>江戸期のものが、市の文化財として、それ以外で増築されたところは、その時に外すという話があったと思います。</p>
瀬口座長	<p>外していません。</p>
丸山副座長	<p>外していませんか。そしたら、どうして今、そのまま持ってこられるのが、ちょっとわからないんですけど。</p>

瀬口座長	だから、ここを再建しようといっているわけですよ。
事務局	<p>すみません。補足説明いたします。もともと昭和期の全体で、一部分を除くエリアに、指定文化財の範囲が指定されています。寄贈を受ける段階の時に、ばらすという現状変更申請をだしています。現時点では、名古屋城に保存するという現状変更申請をだしたところで行っているのです。昭和期の全体の部材自体が指定のままです。</p> <p>今後ですが、全体整備検討会議の場で四畳半で復元することは、ご了解されたところまでは事実です。今後は、二之丸庭園に復元していくことについて、今度は国のほう、名勝の中に現状変更申請をだしていくという手続きをした後に、名古屋市指定文化財の範囲の変更の手続きに移るということを、(3) 概ねの天順というところで、概略をお示ししたつもりです。わかりにくい資料になっていますが。</p>
丸山副座長	黄色の部分、二之丸庭園の中に再建、今ばらされているのが再建される。聞きたいのは、名古屋市全体の、大矢さんの、近代の増築されたところは、どうされるのですか。四畳半は残って、あとはどうされるのかということが気になります。それは持ってこられないですよ。
瀬口座長	持ってきています。
事務局	指定されている部材については、すべて寄贈を受けて、名古屋城まで持ってきてあります。これから四畳半の計画を、今作っている最中ですが、作っていきいます。それが確定した段階で、使わない部材についても確定しますので、その取扱いについては、その段階で、先ほど小濱先生も言われたように、その段階で再度市の文化財等のご意見もふまえながら検討する、という段取りで今考えています。
麓構成員	瀬口座長もお話されましたが、黄色い部分にある材料が、当初材で、大矢家に移築された時には、全部新材に代わっているかということ、必ずしもそうではないです。当初材が、大矢家に移築された時に、例えば水屋で使われている可能性もあるので、そういう趣旨で、まず大矢家のところで全体を指定しておいて、指定後に解体をして、解体材はそのまま名古屋城へ持ってきている。その材料をもとに、二之丸に復元する時には、大矢家の増築部分は復元できないので、この黄色い範囲になります。ここには大矢家にあった時の、水屋に転用されていた部材がこっちにくる可能性もあります。実際そういう材料も発見されています。そういうものを一通り調査して、明らかになったうえで、残りの大矢家で補足された材料はどうするか。それは今度、市指定文化財として、どういう扱いにするのか。改正解除にするのか。あるいは、さっきちらっとお話されたと思いますけど、そういう材料を、もし使える材料があったら黄色い部分に転用してもいいのではないかと。そのへんの検討は、まだこれからだ、ということだと思います。とりあえず持ってきたままで、指定も解除されていない。すべての部材がね。

丸山副座長	<p>わかりました。庭に再建するといことで、それ以外の部分は指定を外さないと、ここに使えないと、以前にでてきたと思っています。そうすると、今日の議題は、余芳はここで再建するといことで、いいんですね。その後の話は、また別ですよね。大矢さんのところの、ほかの黄色いところ以外は、一部部材は転用される可能性はありますけども。それ以外のところは、どうするのかといことは、これから決めるといことですね。それは、ここの中で決めるべきことではないのかもしれないですけどね。市の建造物の文化財であって。余芳の主要なところは使うけども、その他のところは、ここで検討するのですか。そうすると、だいたいが、市の文化財の考え方というのが、建造物部会も関係していると思いますけども。そちらのほうで検討してもらってから、それはでてくると。そういう理解でいいですか。今日は余芳をここに再建するといことで、皆さんがオッケー、反対する人はいないと思いますけども。そこまでいいといことですか。</p>
事務局	<p>余った部材についての考え方ですけども。通常は、名古屋城がこうしていきたいとい、名古屋城の原案に対して先生方のご意見をお伺いしたうえで、名古屋城としてお示ししていきます。ただし、今の部材に関しては、最終的に名古屋城が決定するものではありません。名古屋城としては、こうしたいとい意見をおだししようと思っています。名古屋城としては、部材をこういうふうにしたい。そのこうしたいといことに対して、有識者会議の先生方にご意見を伺おうと思っています。名古屋城として、こういうふうにしたいとい意見を、市の文化財委員会のほうでお諮りいただく、というふうに考えています。</p>
丸山副座長	<p>わかりました。そしたら余芳は移築再建といことで、全体整備検討会議では合意されたと、そういうレベルですね。</p>
瀬口座長	<p>いろいろ意見をいただきましたけど、引き続き、部会の議論を紹介していただいで進めていきたいと思います。建造物部会、庭園部会について議論していただくといことになります。名古屋市は、指定文化財の方針が決まったあと、途中で相談していただいでいいんですけど、決まったあと手続き上は最後にありますように、名古屋市指定文化財の現状変更申請を、文化財、市の担当に行うといことになります。ありがとうございました。ほかにはどうでしょうか。</p> <p>それでは次の、4番目の天守台穴蔵石垣試掘調査についてです。事務局から、ご説明をお願いします。</p>
	<p>(4) 天守台穴蔵石垣試掘調査について</p>
事務局	<p>資料は7-1から3です。よろしくお願いたします。</p> <p>この試掘調査は、戦災による天守焼失の際に被熱劣化に対応するために、戦後補助金をいただいで積み替えられた穴蔵石垣です。この穴蔵石垣は、先ほど議論がありましたが、現天守再建時にも大幅に積み替えられており、かつての姿をとどめていないことが多いです。今後の整備、修復のために根石等地下遺構の状況、現状把握することを目的に、現時点で調査が可能範囲で試掘調査するものです。</p> <p>この調査については、穴蔵石垣の現況把握を目的とし、平成29年8</p>

月、9月の石垣部会に議題としてお諮りし、ご意見をいただいています。この時のご意見としては、調査目的をさらに明確にすること。史資料等をしっかり調べて、どこを調査すべきか、ということをしっかり検討するように、とご指摘されました。その後、こういった石垣部会のご意見をふまえ、穴蔵石垣に関する文献史料、あるいは写真資料、積み替え工事記録、現天守再建の工事の記録などの検討を進めてきました。全体整備検討会議においても、昨年10月に開催した第34回の会議において、戦後の穴蔵石垣の状況の写真をご紹介いたしました。こういった検討をふまえ、平成29年、先ほどお話しした石垣部会で示した案をもとに、改めて試掘調査の計画案をとりまとめました。

一方で、現天守閣解体の現状変更申請を今だしていますが、それに対して文化庁からいただいた指摘事項には、木造天守復元計画の具体的な内容を示すようにとありました。それに対応するために、先ほど報告の中でご報告したとおり、調整会議において木造天守の基礎構造の検討を進めています。木造天守の基礎構造については、穴蔵石垣の試掘調査をふまえて検討する必要があります。これも先ほどご報告しましたが、先日の調整会議で、建築士、構造力学の専門の先生方に対しても、私どもが取りまとめたことについても、ご相談しました。先ほどご報告したとおり、ご報告を終えています。

本日お諮りする、調査の具体的な内容についてご説明いたします。資料7-2をご覧ください。今回計画した調査は、大天守に①から④までの4か所、小天守に⑤から⑧までの8か所の試掘調査を計画しています。穴蔵石垣については、現天守閣再建当時の工事により、手が加わっていますが、今回の調査においては、遺構の残存状況、地上についてはほぼ確認できていますけれども、地下遺構については不明なので、第34回の時にお示した写真、史資料などを参考に現存している可能性が高いところ、具体的にはケーソンから距離が一番あるところを調査地点の候補として選定しました。大天守の北東の東南部分については、穴蔵石垣の隅角の部分まで現在の天守閣の工事がおよんでいます。現天守閣の工事の際に壊れた部分と遺っているところの境目の範囲を確定したいということもあり、大天守は①から④、小天守は⑤から⑧の調査区を設定しました。

具体的な調査の内容は、トレンチの規模は1か所2m×1.5mを基本とし、掘削の作業性の位置や、調査の目的にあわせて規模を若干前後させています。トレンチごとに、前後させていただいています。トレンチの内容については、資料7-1にお示しました。このようなトレンチを8か所計画していますが、現時点ではすべてコンクリートの床部分の下に隠れています。まずそれを外して、掘削することになります。調査としては現況確認なので、本来の姿が遺っている部分、本来の遺構が確認できたところまでで、その上面で掘削をやめる予定です。仮に遺構が遺っていた場合でも、その遺構の内部で残存している土層は掘り下げないということで、とどめる計画としています。あわせて、調査の際には、現在の内部石垣には十分注意して進めていきたいと考えています。

調査の具体的な内容、方法等については、今ご説明したとおりです。こちらについて、本日お諮りし、議論があるところではありますが、このあとの手続きを進めるために、さらに専門部会等で議論していただいたうえで進めていきたいと考えています。ご審議をお願いいたし

	ます。
瀬口座長	ご意見、ご質問をお願いいたします。先ほどの報告のところと、ちょっとかぶるかもしれませんが、よろしく申し上げます。
麓構成員	<p>今日はいっぱい言いたいことがあって、その都度発言していますけども。先般の調整会議で、この話はでてきました。穴蔵石垣の根石、および周囲の地盤について確認する。そのための調査を、こういう範囲で行いたい。それはいいと思います。ところが、もう一つ、根石と周囲の地盤だけではなくて、明らかに古写真、昭和の現天守を造る時の古写真、焼失後の古写真というものがあって、それと現状の穴蔵石垣を見比べて、明らかに積み直されているところが確認できているわけです。名古屋市のほうではね。そういうものをちゃんと図面化して、この範囲が昭和になって積み替えられている部分です。この範囲は、当初の石垣が遺っています。そういう部分があればね。そういう判断が、古写真等から判断つかない部分があります。そういうのを早く示してほしい。</p> <p>それと、明らかに積み直しているところ。それは古写真を見ても、先ほど三浦先生が言われたように、非常に控えの短い石に替わっています。その裏込めも替わっているし。昭和になって積み替えられたところは、かなり背面まで状況が変わっているわけです。とりあえず今回これだけの現状変更許可申請を出します、っていうのではなくて、明らかに穴蔵石垣の試掘調査による現況把握ということをしなないといけないところは、ある程度想定できるわけですから、あわせて一緒に現状変更申請をだしたらどうか、ということをお話しました。それは反映されていないですね。今回、調整会議でてきた原案どおりのものが、またでてきている。なぜもう少しテンポよく進んでいかないのか。わからないですけども。</p>
瀬口座長	<p>ありがとうございます。今、調整会議で、でたんですね。その意見を反映して、ここで修正して、試掘調査の追加をするということが、全体整備検討会議の役割だと思います。ここで検討したものを、また部会に戻す必要は、ないのではないかと思います。そうしないと、なんだかいったりきたりして、また2、3年かかってしまうので、今の現状を文化庁が指摘しているように、再現するにあたっての現状をはっきり、しっかり確認しなさいという方針でもって、とりあえず調整会議では8か所だけど、その他の部分、私は西側のところが1か所もないから、扉開ければ更衣室までいけるのではないかと。それは常に古写真などで大きい変更があるということを想定しているから、入っていないのでしょ。</p>
事務局	こちらについては、現時点で調査ができないところです。
瀬口座長	掘るだけなら更衣室までいけるじゃないですか。
事務強	現在の建物構造だと、調査がなかなかしにくいところで。今回、現時点で可能なところから設定しています。

<p>瀬口座長</p>	<p>一部壊してやってもいいのでしょ。コンクリートを剥がすわけでしょ。更衣室のところも入れるわけだから、コンクリートを少し剥がしてやる、というのはできるように思うんですね。それと同じように、小天守のほうも非常に偏っているから 東や南のほうも何かやれるのではないかな。少しずつやって、時間をかけているだけではないかと思ってしまうんですけど。目標があったら、その目標に向かって今麓委員さんが言われたように、本来の石垣と戦後に積み直した石垣と、判断がつかないもの、あるいはもっとあるかもしれませんけど。そのことをはっきりさせようとする調査、現状を。そしたら何をやったら一番いいかということを考えてやらないと、漠然と調査をやってはだめなのではないかなと思います。返事をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の調査については、穴蔵全体の状況については、現天守がある状態で全体を把握することはできません。まずは先行的にトレンチで調査をするという目的と考えています。その時に、速やかに調査ができる場所ということで、現時点で調査ができる場所ということから調査区を設定しました。</p>
<p>瀬口座長</p>	<p>前から言っているように、タイムスケジュールというものが一つあって、あと100年かけてやるなら今の調子でいいですけど。ある程度一定の時間内にやろうとすると、一番効率的なやり方は何かということ考えて、予算も必要だし、人員も必要だし、ということはあると思いますけど、そういうことを考えてやったほうがいいのかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在の時点での調査を、今年度中に見通しが得られた部分ということで、調査区を設定しています。</p>
<p>瀬口座長</p>	<p>現状変更をするのに、また時間がかかると思いますから、手続き。そこを頭に入れながら進めながら、というお願いです。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの麓先生がお話されたことについてですが、穴蔵石垣の地上部分の現況調査については、次回計画している石垣・埋蔵文化財部会に一度ご報告させていただきます。そちらでは石垣評価を確定したうえで、また全体整備検討会議にご報告したいと考えています。</p>
<p>麓構成員</p>	<p>そしたら調整会議はどうなるのですか。調整会議で、石垣・埋蔵文化財部会の方も出席されている中で話をしていますよね。そこでお話した意見を、また石垣・埋蔵文化財部会だけで検討して、全体整備検討会議に諮るのですか。そしたら調査会議というのは、なんのためにあるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今お話をさせていただいたのは、資料3-2の3. 主な内容の2つ目に、穴蔵石垣の現状把握というのがあります。これについては、石垣の調査ということがあり、いったんはこれまで行ってきた石垣調査、史資</p>

	<p>料調査に基づいて、石垣・埋蔵文化財部会を経て、調整会議にだすということです。</p> <p>先ほど麓先生がお話された下を掘る試掘のことを議題にあげているものとあわせて、背面の調査をやらなければいけないと思っています。今回の調整会議の中では、試掘の部分だけを先行していただくということで、ご相談させていただきました。当初、背面も調査したいということを考えていて、その調整会議の時にも、麓先生がお話されたことは、当然、私たちも同じ気持ちでいます。ただ、具体的なやり方などについては、慎重にやらなければいけないので、その部分については、まず我々のほうでしっかり検討したうえで、ご相談したいと思っています。時間をかけたいわけではなくて、ということではあります。またご相談させていただきたいというのが事実です。</p>
丸山副座長	<p>調整会議では、今日出た図面で、それぞれ掘削調査の範囲でやることはいいのではないかとということです。その時に麓先生や三浦先生が、石垣の現況というものが、オルソも含めて資料としてでてこないから、次の段階でという話になったと思います。一応石垣・埋蔵文化財部会で、ある程度まとめられたものをだしたいということで、次回の調整会議では穴蔵石垣の全体像を深く検討することかなと思っています。資料ができていいる部分があれば、先行してだしてもらっていいんですけども。石垣・埋蔵文化財部会で議論されて、それからまた出すというのは、それこそスピード感をという話もあったので、なるべく調整会議で進めたほうがいいかなと思っています。事務局もそういう心づもりでやられているとは思いますが。</p> <p>今まででてきたデータでも、すでに全体整備検討会議で見せてもらった、あるいは見せてもらっていないのもあるかもしれませんが。そういうものをだしていただくと、我々この前に見せてもらった石垣が、本当に石垣ではなくて、三浦先生は石貼りと言われましたけども、私もそういう気がしています。全然介石もなにもなくて、ただ本当に貼っているだけみたいな。そういう実態が早くわかれば、穴蔵石垣の価値というのは、現況、我々が見ている部分は、江戸期のものはないのではという気もしています。そのあたりを早く、調整会議でも、部会でもいいですけど、早く検討してもらえそうなデータを、オルソはあると言われましたけど。そういうものも次回に。今回は、試掘については、私はオッケーだと思いますが、もっと早くやっていただけるようになるために、調整会議があると思います。そのへんは、よろしくお願ひしたいと思っています。</p>
事務局	<p>早急に次回、石垣・埋蔵文化財部会で検討していただいた結果を、こちらに書いてあるとおり調整会議にお示しします。よろしくお願ひいたします。</p>
麓構成員	<p>前の調整会議で私がお話したのは、今の根石だけの調査のための現状変更をまずだして許可をもらって、年に数回しかない文化庁の会議に諮って、今回のこの部分だけの許可をもらう。そして調査をして、またその後で、今度は穴蔵石垣のある部分を解体調査をする現状変更をただだして、という進め方をしているから、どんどん、穴蔵石垣の根石だけではなくて、穴蔵石垣のどこを解体して、内側の栗石などを</p>

	<p>どこで確認するかというのは、これだけ時間かけていたら、ある程度予測がついていると思って、一緒に現状変更をかけたほうが早く進むでしょ、ということをお話しました。</p> <p>ところが今の事務局の回答を聞くと、今回やったあとで改めてまた、どの部分を解体して、どのような調査の仕方をするか。これから初めて検討をするような回答だったんですね。そんな悠長なというか、それくらいのことは当然、すでに検討しているものだと思っていました。そうしないと全然、時間ばかりがかかるようなことで。この調査にどれだけ時間かけるんだ、っていう気が私はしているものですから。せめて今後行こう、石垣を積んでいる部分の調査もあわせて、この範囲を調査したいという現状変更をあわせてでしたら、少しでも早く、半年か1年かわかりませんが、少しでも早く進むのではないですか。そういう努力をしたほうがいいのではないですか、ということをお話したんですけどね。</p> <p>県の洲崎さんにお伺いしたいんですけど。別々に現状変更をださないといけない、ということはないですね。明らかに両方とも確認しないといけないことがわかっている。それは文化庁からの回答にもあったように、根石だけではなくて、昭和に積み替えられた石垣の背後の調査もしないといけないということは言われている。江戸時代の本質的な価値が遺っている。それは表面の積み石だけではなくて、背後も含めて確認しないといけないということは言われているのだから。その目的のために、根石と穴蔵石垣の内側の側壁の石垣の解体を、ちゃんと調査の目的がはっきりしていて、調査の範囲、ここをやりたいという計画をたてれば、同時に現状変更をだせると思いますけどね。いかがでしょうか。</p>
洲崎オブザーバー	<p>そのあたりのしっかりとした調査の目的、必要性、そういったものの調整ということが問われていて。本日市の回答としても、しっかりとれるということであれば、それはまとめられてもいいです。調整がとれていないということであれば、どうしても個別にということになります。</p>
麓構成員	<p>個別になれば、当然時間はかかりますよね。</p>
洲崎オブザーバー	<p>おっしゃるとおりです。</p>
事務局	<p>麓先生が言われるとおりで、理想は一緒に、一体化で出すことです。ただ、これまでの経緯で、穴蔵石垣については平成29年度から当時の石垣部会でも検討をしていて、概ね場所については、適宜やって、今回はこういったかたちで、という経緯です。</p> <p>背面土については、具体的な議論をしていないのが現実です。そこをやると思うと、穴蔵の試掘調査でその部分が分かる可能性がありますから、急いでやるために、調整会議の工程も含めて、組み立てていこうと思っています。現在のところは穴蔵石垣の試掘調査を先行してやることを、ご理解いただけないと考えています。</p>
瀬口座長	<p>ほかにはどうでしょうか。</p> <p>私が言った、石垣試掘調査の場所については、できないですか。石</p>

	<p>垣・埋蔵文化財部会に諮らなくても、ここで決めれば、検討できるのではと思いますが、いかがですか。先ほどの回答で全体に関係しますけど。それは所長が言われたことと、矛盾はしないですか。</p>
事務局	<p>試掘は今回8か所あります。見ていただくように、大天守は西側がなく、小天守については、南、東側がないです。我々としても、やる前提ではいます。だけど現場を調査したうえで、現天守の中でやれる、やれないの判断をした時に、まずやれるところとして、ここを指定しました。特に大天守の西面については、石垣際にコンクリートブロックの壁が並んでいます。その内側に機械室があります。機械室自体は現在も動いていますので、その壁を取ることはできません。あるいは機械室の通路部分に更衣室と書いてあります。そのところについては、現場へ行くと非常に狭い場所で、西面の発掘は非常に難しい状態です。ということがありますので、現天守がある状態の中でやれる範囲の、最大限に効果が得られる場所として設定しています。瀬口先生が言われる場所をやりたいのは私達もやまやまですが、現在できる調査として、ここを設定しています。</p>
瀬口座長	<p>少なくともこの図を見ると、大天守の桁形というのが入っていくところは、石垣が丸つきりケーソンの上に載っているから、これは全部新しいですね。</p>
事務局	<p>そうですね。ケーソンが、右下に凡例がありますけど、少し濃いグレーですね。大天守については4か所、ここがケーソンの場所になります。</p>
瀬口座長	<p>ケーソンの上に石垣が載っているわけでしょ。ケーソンを造るためには、石垣を全部撤去しないとできないはずだから。ここらは全部新しい。こういうところは、逆にいうと非常に重要なところだから、ここは決定的に、誰がなんといおうが、戦後の石垣です、っていうふうにはっきりさせておいたらどうですか。</p> <p>さっきの麓委員さんの言われるスピード感で、ぐずぐずしていると、いつまでもずるずるしちゃうので。ここは新しい、ここは元のやつだという図を作っていたらどうですかね。</p>
事務局	<p>わかりました。その部分も調整会議にお諮りして、ご意見をいただいていますので。次の調整会議には、それをだしたいと考えています。</p>
瀬口座長	<p>調整会議の意見をここにださないと、結局何回も同じ話を繰り返すことになるのではないですか。それは公開しないかもしれないけども、意見はこういう意見が、委員の方の名前がなければ、あとから公開してもいいと思うけども。したくないのだったら、委員の名前のないものをだしていただければ。その意見があれば、皆さんがわかりやすくなると思いますよ。お願いします。</p> <p>ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。そしたら、今の意見をふまえて、着実に進めていただきたいと思います。それでは本日の議事は4つ終わりましたので、事務局へお返しします。</p>

事務局	先生方、本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。予定していた時間を、大きく超過しまして、大変申し訳なく思っています。次回以降、気をつけていきますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして、本日の全体整備検討会議を終了いたします。ありがとうございました。